明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二八三）　二

○平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二八四）　二

〔省　令〕

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一四）　二

○港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**七一）　三

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項に規定する認定認証業務の廃止に関する件（**総務・法務・経済産業**四）　三

○法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件の一部を改正する件（**法務**四二五）　三

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**三一七）　三

○出願公表後に名称変更がなされた件（**農林水産**一七二四）　三

○保安林の指定をする件（**同**一七二五～一七三一）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七三二～一七三六）　三

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による激甚災害に関し定めた件（**経済産業**一八八）　四

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九一七、九一八）　四

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録実務講習事務の全部休止に関する件（**同**九一九）　五

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**九二〇～九二七）　五

○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更した件（**同**九二八）　六

○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**九二九～九三一）　六

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**九三二～九三八）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**同**九三九）　八

○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（**同**九四〇）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕　九

警察庁　財務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

官庁事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十七条の十二第二項第一号の規定に基づく登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示（農林水産省）　九

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　一〇

法　務

公証人任免（法務省）　一〇

国家試験

平成二十三年度技術士第一次試験の試験会場（文部科学省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、公示送達関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三

会社その他　三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。